

令和3年度農地等利用最適化推進 施策の改善についての意見書

令和3年9月27日
足利市農業委員会

令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善 についての意見書

足利市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

平成28年4月、農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の新たな使命として明確化されました。当会においても、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用の集積、新規参入の推進を活動指針に掲げ、農業委員と農地利用最適化推進委員が相互に協力しながら、組織を挙げて積極的に取り組んできたところです。

昨年度からは、地域の農地利用の将来計画「人・農地プラン」を、より実質的なものにするべく、各委員が担当地域の農業者らに働きかけ、市内全域で「10年後の地域の農地を誰が担うのか」「どのように利用していくのか」等、本音の話し合いを実施しています。これらの活動などにより、担い手の農地利用集積率は50%を超え、成果として現れてきました。また、2020年農林業センサスによると、40歳代以下の農業就業者数が12%増加し、担い手の育成・確保に明るいきざしが見えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束時期が見通せず、感染症対策により経済活動が低迷し、農業においても不安定な経営が続いています。さらに近年では、台風をはじめとした豪雨、暴風、降雪などの自然災害による農業被害が頻発しており、日頃の防災対策の推進、応急のための支援の充実が重要となっています。

農業は、私たちの生活に欠くことのできない食料を供給し、その生産活動を通じて国土や生物多様性の保全、文化の継承等、様々な役割を持って

おり、その効果は地域住民だけでなく市民、そして国民全体に及ぶものです。国際社会の共通目標“SDGs”の理念である、“将来にわたり誰もが豊かな暮らしを送る”ために、農業の果たす役割は大きく、地域の農業活動の維持・発展が、持続可能な地域社会の実現に結びつくと考えます。

これらの実現に向けて、また、これまでの活動経過と新たな事業展開等を踏まえ、農業委員会等に関する法律第38条に基づいて意見書を提出しますので、施策に反映されますようお願いいたします。

令和3年9月27日

足利市長 早川尚秀 様

足利市農業委員会
会長 長谷川 良光

記

1 遊休農地の発生防止と解消について

農地は、食料の安定供給に不可欠な、限られた資源であると同時に、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を有する本市の貴重な財産です。

農業委員会では、農地の有効利用を確保するため、農地法の規定に基づく利用状況調査として、各地域に配置した農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施し、遊休農地の早期発見に努めています。同時に、農地所有者の意向を確認し、農地中間管理事業の推進に関する法律や農業経営基盤強化促進法による貸借等への誘導を行っているところです。

令和2年度には、長年にわたり周辺の耕作者を悩ませている遊休農地のうち約2.6ha、30筆が、県事業の活用及び委員のボランティアにより草刈り、伐根が行われ、再生利用に結びつきました。本市独自の農地情報バンクによる遊休農地の情報発信機能も奏功し、これまでに約2.9ha、32筆の内、約2.0ha、23筆が貸借契約に至っています。

しかしながら、農業者の減少とともに、遊休農地が年々増加していることから、具体的な支援策を検討する必要があります。

つきましては、遊休農地の発生防止と解消に向け、更なる対策を講じられますよう要望します。

(1) 中山間地域への対応

知事特認の中山間地域に指定された旧北郷村の一部、旧名草村、旧三和村及び旧小俣町の地域内の農業生産活動は、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全などの多面的機能の発揮により、市民全体への大きな効果をもたらしています。

しかし、当地域は、水路や農道等の保全などを目的とした地域的な取組みを支援する国事業の対象農地がないため、事業を活用できない状況にあります。また、農業用機械等の導入を支援する国事業では、規模拡大や農地集積の要件が付されたり、条件不利地のメニューは個々の農業者を対象にしていないなど、中山間地域の農業者は、狭小農地を経営基盤とし農地を守っているにもかかわらず、平坦地の農業者と比べ、大変、不利な環境下にあります。

中山間地域での農業生産活動が継続できるよう、知事特認の恩恵を享受できる支援措置と農業用機械等の導入に対する支援制度の検討をお願いします。

(2) 遊休農地の再生利用に係る支援

遊休農地の再生利用に要する経費を直接的に支援してきた国事業が組み換えとなり、それに伴い県事業も令和3年度で廃止となる見込みです。遊休農地は、担い手への農地の集積を妨げるだけでなく、野生鳥獣による農作物被害、ゴミの不法投棄、自然環境や景観への悪影響等の根源となるため、農業者は、再生利用に要する直接経費の支援を望んでいます。対象を、再生作業に大型重機を必要とする農地に限定せず、より活用しやすい制度へと見直したうえで事業を復活するよう、県等への働きかけをお願いします。また、市独自の支援制度への予算措置をお願いします。

(3) 有害鳥獣対策の充実・強化

シカ・イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲を低下させ、遊休農地の増加をもたらすなど、農地利用に大きな支障を及ぼしていることから、防護対策事業を継続するとともに、捕獲従事者の育成、確保、捕獲経費の支援など、更に、充実・強化を図られますようお願いいたします。

また、近年、農作物被害が深刻化しているサルに対する新たな駆除・捕獲対策の検討をお願いします。

2 担い手への農地利用の集積について

人・農地プランは、それぞれの地域における農地利用に係る諸課題を、耕作者や農地の所有者等の話し合いによって解決させるとともに、地域農業の将来像を策定していくことを狙いとした国の事業です。

具体的なプラン策定の柱は、地域農業の中心となる担い手（中心経営体）の位置づけと、中心経営体の農業経営の拡大及び遊休農地の発生防止と解消において大きな効果が期待できる、農地利用の集積・集約です。

我々農業委員及び農地利用最適化推進委員は、プラン策定当初から地区の中心的な立場の構成員として携わって参りました。昨年度は、市内全16地区において、これまでに作成された地区ごとの人・農地プランを基に、農地と農業に関する課題を共通認識することから始め、5年後、10年後の農地を誰が担うのか、自分たちの地域の農業はどうあるべきかという将来像の合意形成を図りました。今後も話し合いを充実させ、将来を見通した農地利用が具体的に示されているプランへと見直すとともに、プランを実現していく必要があります。

また、優れた農業用機械によって、大規模経営が実現されている一方で、担い手が少数となり、離農者等の農地を受け切れない実情や水

路、農道の保全が困難な状況があります。そのため、農地利用の集積、農地整備、関連する事業等、次のことについて検討を進められますよう要望します。

(1) 人・農地プランの推進

地域の農業者による話し合いは、農作業時間の短縮等、経営への効果をもたらす地域単位の集積にもつながり、これまで県町、寺岡町、小曾根町の3町において大規模な農地利用の集積（農地中間管理事業）が行われ、今年度は高松町での実施に向けて活動が始まりました。また国では、新規に就農した者への補助金や農地整備事業において、合意形成が図られた実質的なプランのエリア内に限定した支援策を講ずるなど、人・農地プラン及び農地中間管理事業に特化した政策がとられています。

そこで、各地区における話し合いの継続と、プランの見直し及びプランで描く将来像の実現のための支援等、積極的な協力をお願いします。

(2) 多面的支払交付金の活用

本市では、国の多面的機能支払交付金を活用し、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの農地維持の共同活動に、7組織が取り組んでいます。

元来、農業・農村は、水路や農道の確保、維持保全等を地域住民の共同作業によって成立させてきました。この交付金による支援は、地域コミュニティの再構築にもつながり、大変意義あるものと考えますが、現制度では交付金の国事業の対象農地が限定的で、事業を活用できない地域があることから、市全域で農村環境を支える体制づくりができる支援制度の検討をお願いします。

(3) 計画的な農地整備の推進

南部に広がる平坦地は本市の農業の中核地域でもあり、特に800haを超える圃場は、県内でも先駆的に整備された優良農地です。その中で、今年度、百頭・県地区圃場整備の県営調査計画事業が採択となり、大型機械に対応した農地の大区画化、露地野菜等の高収益作物の導入を可能とする汎用化、担い手への農地の集積・集約に向けて、地元農業者と関係機関が連携し、協議を重ねています。

圃場の大区画化等は、作業性の向上、生産コストの低減等による担い手の経営規模拡大及び収益増をもたらす、産業としての農業の発展につながるものです。

将来にわたり農地の効率的な利用ができるよう、引き続き営農の基盤である農地整備の計画的な推進と、整備を希望する地域への支援強化をお願いします。

(4) 農地中間管理事業に関連した整備事業の導入

農地中間管理事業の関連事業として、地方自治体や農地の所有者の金銭的な負担の無い農地整備事業、田・畑の畦畔除去等による簡便な区画拡大を目的とした整備事業が創設されており、これらの導入に向けた検討をお願いします。

(5) 水田の高度利用と新技術導入の検討

米政策では、生産者への作付け割り当てを止め、自主的な発想で栽培する作物を推進する方向へ切り替えられました。今後は、農地整備を踏まえた露地野菜等の高収益作物の産地化等、水田の高度利用の検討が必要であると考えます。さらに、担い手の経営規模拡大による収益増という相乗効果をもたらすために、スマート農業機器など新たな技術の導入支援の検討をお願いします。

(6) 温室団地の再整備

新クリーンセンターの余熱を近隣農地の営農に利用するという取組みは、昨今のエネルギー転換・脱炭素化に向けた政策に合致する大変有効な手段であると考えます。

温室団地の再整備について、早期に具体的な検討を進められますようお願いいたします。

(7) 東部地区の排水対策

本市東部の尾名川及び出流川沿岸地域は、平坦な穀倉地帯として御厨田圃（三栗谷用水土地改良区）に次ぐ面積を誇っています。

近年は、気候変動による豪雨の発生回数が全国的にも増え、台風等により農作物が水没する被害が多発していることから、農業水利施設等の整備と併せて、この地域を保全するための排水対策及び雨水流出抑制対策の検討をお願いします。

3 新規参入の促進について

米麦の二毛作と施設園芸による複合型農業経営により、高収益をあげる農業者も増えつつあります。また、当委員会における法人移行への審査も年々増加し、現在では、農地所有適格法人（旧農業生産法人）が17法人、一般法人が5法人となり、法人化後の経営力向上が大いに期

待されます。

また、他業種から施設園芸部門への新規参入や、栽培技術の向上に対する農業者間の連携等の動きは、国や県からも高く評価されているところではあります。

しかし、営農環境に地域的な偏りもあり、特に多くの兼業農家の経営が継承されず、遊休農地が増大しています。これらの農地の有効利用を図るには、新たな農業者を掘り起すとともに、彼らの育成及び確保に向けた取り組みが必要です。

持続可能な農業を実現するために、新規参入の対策について、継続して検討されるよう要望します。

(1) 新規就農者の掘り起しと定着化

農業法人及び営農集団の育成を一層推進するとともに、新規就農者の掘り起しとして雇用就農及び親元就農の促進対策の検討をお願いします。また、独立就農を目指す者を対象とした市独自の制度「新規就農塾」を継続していただくとともに、新規就農者が地域農業を支える新たな人材として定着が図られるよう、就農相談から就農後までを一貫して支援する体制の充実化、就農関連情報の発信強化に、引き続き連携して取り組まれますようお願いいたします。

(2) 新たな農業法人等の招致

担い手が不足している地域に対し、農業部門を有し営農に実績のある企業を招致するなど、農業法人の参入に向けた検討をお願いします。

4 その他

(1) タブレット型端末機の導入支援について (新規)

農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農地等の利用の最適化活動（人・農地プランの話し合い、農地パトロール、農地の貸借・売買相談等）を推進する中では、農地の現況把握、経過の確認、関係者間での情報共有が不可欠です。しかし、現在は地図や調査票などすべてが紙媒体で、タイムリーな情報の更新、蓄積及び共有が図られにくい状況にあります。また、感染症の拡大により委員を一堂に参集できず総会開催の時期が遅延すると、転用許可が遅れ、市民生活や市内経済活動の停滞を及ぼす等の問題を抱えています。

これらの解決手段として、全委員へのタブレットの早期導入が求められているため、県等に対する導入支援の働きかけ及び市単

独の予算措置を講じてくださいますようお願いいたします。

(2) 道の駅について

「道の駅」の設置を農業振興の起爆剤として期待しており、具体的な計画を早期に示されるようお願いいたします。

(3) 市街化区域の営農支援について

市街化区域の農地は、国や県の支援事業の対象外となっているため、高額納税に耐えながら経営する農家に対し、固定資産税の軽減につながるような市独自の支援制度の検討をお願いいたします。

(4) ふるさと納税の返礼品への本市農畜産物の活用について

足利市ふるさと納税事業の拡充に取り組みられたことに感謝いたします。さて、温暖な気候と豊富な日照条件に恵まれ育てた本市の農畜産物は、取引きされる首都圏をはじめとする県内外で高く評価されています。ふるさと納税の返礼品への活用をさらに進め、本市農畜産物のブランド力の強化を継続していただきますようお願いいたします。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経営支援について

新型コロナウイルス感染症は、未だに収束時期が見通せず、政府による新しい生活様式の提唱によって食事の持ち帰りや多人数での会食の回避等が推奨されている状況下で、農畜産物価格の低迷が続いています。

農業者が安心して経営を続けられるよう、売上げ減少対策等に係る支援の継続と農畜産物の需要喚起対策について、県等へ働き掛けるとともに、必要な措置の検討をお願いいたします。

(6) (仮称) あがた駅北産業団地事業推進に伴う農業支援について

現在足利市で開発を進めている(仮称)あがた駅北産業団地の予定地については、農地中間管理事業を利用した先進的な農地集積が行われた地区です。開発に伴い、多くの農業者が効率的な耕作を行っている農地を手放すに当たり、百頭・県地区の圃場整備や代替農地の確保等の支援策を講じていただきました。引き続き、地域の要望に耳を傾け、農業振興との調和を図った産業振興の推進に努めていただきますようお願いいたします。